

令和2年第4回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年4月21日（火） 午後1時 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

|             |        |               |        |
|-------------|--------|---------------|--------|
| 教育長         | 藤田 善久  | 教育長職務代理者      | 綾 康典   |
| 教育委員        | 青地 弘子  | 教育委員          | 沖田 行司  |
| 教育委員        | 篠原 玲子  | 教育部長          | 大辻 利幸  |
| こども未来部長     | 三上 俊昭  | 次長            | 沢田 美亮  |
| 管理監(学校教育担当) | 三輪 光彦  | 管理監(幼児担当)     | 坂田 ますみ |
| 教育総務課長      | 中西 美智代 | 教育施設課長        | 西堀 泰司  |
| 生涯学習課長      | 小杉 一子  | 教育研究所長        | 國領 順子  |
| 学校給食センター所長  | 河合 菊男  | 八日市図書館長       | 松野 勝治  |
| 幼児課長        | 河村 治俊  | 事務局(教育総務課長補佐) | 中野 里栄子 |

以上18名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  
全世界的にコロナウイルス感染の状況でこのような窓を開けての開催となり、少し肌寒い中  
でありますことお許しいただきたいと思います。また、会議の進行については、できるだけ  
短時間で終わられるようにしたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたしま  
す。

それではただ今から、令和2年第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

4月1日付けで沖田委員が教育委員に就任いただき、また、教育委員会事務局の人事異動  
があり、本日は新たなメンバーでの最初の教育委員会の開催となります。

ここで、沖田委員に自己紹介をお願いしたいと思います。

沖田委員

（沖田委員 挨拶）

教育長

沖田委員、どうぞよろしくお願いします。

最初に「第2回から第4回臨時会」及び「第3回定例会」の議事録について、あらかじめ  
事務局から配付され、御確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はござい  
ませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

ありがとうございます。「第2回臨時会」の議事録については、賀川前委員にも御確認いた  
だき、御異議のない旨の御連絡をいただいておりますので御報告させていただきます。

## 各委員

(異議なし)

## 教育長

それでは、「第3回定例会」及び「第2回臨時会から第4回臨時会」の議事録は承認いただきましたので、後ほど、それぞれの議事録署名人に署名をお願いいたします。

なお、今回の第4回定例会の会議録署名委員は、「綾委員」と「篠原委員」を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、「1 報告」です。

はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応を中心に御報告申し上げます。本市では、4月7日に市内で3例目となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことに伴い、感染拡大防止策として市立小中学校の臨時休校措置を実施しています。入学式については、4月9日当初予定していた日を新入生の登校日として実施しました。簡素化した形ではありましたが、特に混乱もなく執り行いました。新入生、特に小学校については、子どもたちだけで登校すること自体が難しい状況もありましたので、保護者に引率していただけることを見込めることから、当初からの入学式の日程を変えずに実施することとしたものです。また、他の学年の登校日については、年度当初、クラス編成や学級担任の公表、また、配布物等もあったことから、多くの学校で4月10日を登校日とし、時間をずらす中で実施をしました。

4月9日、新型コロナウイルス感染症に市内在住の中学生在が感染したことが確認されました。確認された中学生は7日に確認された本市3例目の感染者40歳代の女性の子でした。幸い、学校は春休み中で、生徒は部活動にも参加しておらず、東近江保健所が疫学調査を実施した結果、学校内での接触者はなく、学校関係での濃厚接触者はいないとされています。そのようなことから、特に学校において感染予防対策を実施する必要もなく、学校名を明らかにする必要はありませんでした。また、40代女性については様々な家族関係の情報が発表されておりましたので、学校名を発表すると生徒の特定に繋がることを懸念し、人権への配慮から学校名を公表しないといたしました。また、今回の感染者によって学校におけるリスクの高まりはないと判断をして、4月10日の登校日についても、予定通り実施いたしました。各学校には、学校が再開される時、あるいは、学校だよりを発行される機会をとらえて、この新型コロナウイルスに関連し、人権への配慮が必要なことや風評に惑わされないことを、教職員はもちろんのこと子どもたちや保護者にしっかりと伝えていただくよう指導しております。この件に関しての反応といたしましては、学校には個人情報まで届けられており、地域の方はほとんど御存知だと認識しておりますが、休校中であつたことから、特に混乱はなかったものと捉えています。

学校の臨時休校期間については、4月7日に市内で3例目となる感染者が入院された日から2週間、4月20日までとしておりましたが、滋賀県での感染者の発生状況や滋賀県に隣接する都府県の感染拡大傾向、また、国の緊急事態宣言が5月6日までの期限とされていることを勘案し、5月6日まで延長したところです。児童の居場所の確保、セーフティネットととして、臨時の預かりを学校において行っております。3月の時には、学童保育所でのスタッフの不足や施設的なキャパシティに課題がある場合は、学校の支援員を充てたり、学校を施設として利用することを考えておりましたが、今回は学童保育所での早朝からの預かりが既にひと月以上経過しており、学童の指導者が非常に疲弊していることで、朝からの開所は難しいのではという判断をさせていただき、朝から午後3時までは学校で見ることにし、

午後3時から学童で見ていただくという少し変則的な形としました。

当初は学校への預け入れは小学校3年生まで、又は、特別支援教室在籍者とし、一定の縛りを設けておりました。と申しますのも、臨時預かりとはいえ、クラスターの発生するリスクはかなり高くなっているのです、極力、人数を絞り込む必要があると考えたからです。前回と違い、今回は学校を通じて申込みを取ったことや、また、保護者のコロナ疲れもあると思われますが、若干、予想よりは希望者が多かったという印象があります。学校で預かるという安心感と設備的な充実面もそのような判断に向かわせたのかなと思っています。また、学童に普段通わせていない子どもの申込みもあるようです。そのようなことから、延長した4月20日分からの申込みについては再提出していただくこととし、前回と同様に学童を通して申し込んでいただきましたが、現在、全児童数の9%程度、預かっている状況です。ただ、中には20%前後の率となっている学校もあることから、特にそのような学校については、学校が必ずしも安全でないこと、コロナウイルス感染については家庭で過ごすことが安全であることをもう一度お伝えをし、そのようなことも十分御承知おきいただく中で、預かりの利用をしていただこうかと思っています。

学校での臨時預かりについても、10人前後の少数での班を作り、班編成を変えることなく学校においても動線が交わることをないようにし、クラスターが発生したとしても最小単位の班に留めるような工夫をしてもらっています。

子どもたちも保護者も学童のスタッフも大変疲れてきております。そうした中で私の個人的な見解としては、今後、もう少し長いスパンで物事を考えていかないと2週間とかで考えるのはもう限界にきているのかなと感じがしております。長期的なスパンで物事を考えないと子どもが学んでいく組立て自体が非常に難しいことも感じますので、そのようなことを考えながら今後の対応をしていきたいと思っていますところ です。

社会全体がこの長期に及ぶ体制について、大人の働き方もしっかり考えながら併せてやっていかないと子どもたちを誰がどのように安全に見守っていくのかということになるのかなと思っています。

学習面では、おそらく、この5月6日で休校が終わることはなく、更に延長となるかなと思っていますので、一年間の学習プログラムが消化できるのかという大きな課題が出てきます。そうなりますと残りの期間では無理が出てくるかと思いますが、もう少し長い、2年間くらいかけた中での学習プログラムを組むことが必要になってくると思っています。

市としては、ネット環境を使った指導ができないかの検討を行っています。本市ではeラーニングを使ったソフトを利用し、カリキュラムを学校に配信をして、それを利用してそれぞれの学校で工夫をしながら、子どもたちに発信していただこうと考えています。ただ、受け手側が十分活用できる環境が整っているか、パソコンやタブレット、スマートフォン等、子どもが自由に使える機器があるか等、今、調査をしている段階です。100パーセントでなくても極力その類の物を使って実施したいと考えています。その手立てがない方に対しては、紙での対応等考えていくことになるかと思っています。県でも24日から毎週金曜日に新しいコンテンツを作成し、YouTubeを通じて配信されると聞いています。これについては県単位のことですので、できましたらびわこ放送等、テレビ放送にすればおそらくどの御家庭でも見れると思いますので、要望していきたいと思っています。

市内5例目が発生し、休校延長をしたときに、週一回くらい登校日を設けようとしておりましたが、やはりリスクが高いとの判断の中で、取りやめております。この登校日について

教育長

は子どもたちの様子を見たり、課題を与えたり、課題の提出日にしたりする日なのですが、今後、ずっとやめるわけにもいかないことから、この手段について極力リスクを下げての方法をそれぞれの学校で考えていただくようお願いをしております。

学校行事についてですが、修学旅行を秋に変更いたしました。秋でも実施は難しいと捉えておりますし、運動会をはじめ、音楽会など各種行事の実施も大変厳しいものがあると感じています。あらゆる行事が秋に集中する、保護者を含め大人数が集うことが果たして秋でも可能なのかと考えるとそれも厳しいのではないかと考えております。

各学校で行う水泳の授業については、水質検査の契約等の課題もあり実施しないことといたしました。

学校の臨時休校期間については、現在5月6日までとしておりますが、既に、野洲市では、5月末までの延長を決定されているなど、延長の動きが県内外で出ております。

本市としても、県立学校や県内の動向をしっかりとつかみ、5月末までの延長を軸に協議を進めていきたいと考えているところです。現状としては以上のようなことでございます。

一旦、コロナ感染症関係での御質問等ございましたらお出しいただければと思います。

篠原委員

新しいクラスができて、新年度が始まった段階で休校になり子どもたちに会えない中で、現場の先生からすると子どもたちが気になっているかと思うのですが、電話をすることは認められていたり、家庭訪問は許されなかったりとか、制限がかかった中で学校で色々な対応をしてくださっていると思いますが、現場の先生方から意見とか要望とかはでていないのでしょうか。

管理監（学校教育担当）

基本、各学校には「電話連絡等はしてください」と指示しております。家庭訪問は新入生の家庭には難しいにしても、小学校2年生から6年生及び中学校2、3年生についてはどうしても気になる家庭については、家庭訪問をしてもよいとしておりましたが、これだけ感染が拡大してくるとそれも厳しくなっていると考えています。

ある学校では下駄箱をポスト代わりにそこに課題を入れて保護者なりに取りに来てもらったり、昇降口に机を並べて取りに来てもらったりして、様々な工夫をいただいています。じっくり担任が子どもたちと出会える状況ではありません。最初の週は登校日もあって子どもに出会えたけれども、その後は現実的に厳しいです。先生方も出会いたいという気持ちは教職員なら誰しも思うことではありますが、感染拡大を考えるとできないというのが現状だと思います。

篠原委員

一学期間、休校となって、関係が持っていない中で、2学期から学校が始まったとしても、そこからの関係性づくりは非常に難しいと考えます。中々、難しいことではありますが、顔が見れて、話せる場面がないと、子どもたちもずっと家に閉じこもっていますので、早くそのような対策が練られないかなと思っていますので、検討してほしいと思います。

教育長

先ほども少し述べましたが、ネット環境がどれくらい活用できるか、まずは、調査をしてほしいと指示している段階です。私どもも、指導をどうするかが課題と考えており、特に、新一年生には課題を与えようがない部分がありました。ネット環境を多少なりとも使用しながらでないとい紙だけでは言葉が通じませんので、委員がおっしゃっていただいたことは十分

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長             | 理解しておりますし、検討していけたらと思っております。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 沖田委員            | ネット環境の有無によって教育格差が生まれることが懸念されていて、受け手のケアができるかというのを、今、大学でも持っていない方にどうするかというのが一番大きな問題です。2年、3年になれば学級通信で先生が通信でコミュニケーションが取れます。まして、今おっしゃった小学校1年生に先生が対面できるというのは、家庭にパソコン等があるかないか格差が生まれてしまいます。その対応をどうするかが財政的な支出を伴いますので非常に難しいことではあります。今はどこでも対応を考えておられると思いますし、東近江市でも今後、方策を考えていただけることはとてもありがたいことだと思います。                |
| 教育長             | ハード的なことを申しますと、お金があつたとしても台数とかが急に揃わないという状況があります。支援がしたいと思ってもそれぞれの家庭環境のネット環境、要するにWi-Fiとかが整っているとか整っていないとか、調査中ですので御理解いただきたいと思います。                                                                                                                                                                             |
| 綾教育長職務<br>代理者   | 子どもたちの安心安全ということで自宅待機ということについて、苦心されて対応していただいているのですが、先ほど、三上部長に確認させていただきましたが、保育士、教職員、現場におられる先生方の安心安全、例えば、交替勤務等の対応はされていますか。                                                                                                                                                                                 |
| 管理監（学校<br>教育担当） | 県費負担の教職員については、昨日、在宅勤務を可能にする通知を出しましたので、交替勤務の体制ができるようにしました。明日以降、各学校において、そのような体制を取っていただくことになります。                                                                                                                                                                                                           |
| 綾教育長職務<br>代理者   | 年休扱いとかではないですね。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 管理監（学校<br>教育担当） | いえ、出張扱いとなりますので、出勤簿は出張入力を行うことになります。申請して報告をしてもらい、「こんなことをしました」という成果物を提出していただくことになります。ただし、個人情報を持ち出すことは不可なので、在宅でプリントを作成したり、教材研究をしたりする在宅勤務が可能になりました。県もそのような体制を取られます。                                                                                                                                          |
| 青地委員            | <p>教育長から丁寧に今日までの経過や色々な状況を御報告いただき、大変よくわかりました。どうもありがとうございます。コロコロと国の状況も変わることから私たちまで情報が中々届かず、どうなっているのかと心配しておりました。今の在宅勤務の許可のことも非常に長い文章で通知が届いているとのことで、それを読み解くことも大変らしいと聞いておりますし、学校現場はそれに対応していくために色々な手立てをしていくことが大変かなと思っています。</p> <p>私が気になっておりますのは、これは質問になりますけれども、学校での子どもの預かりは、まだ、継続しているということで捉えてよろしいのでしょうか。</p> |
| 教育長             | はい、そうです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青地委員        | <p>文章を見ると7時30分から18時までとなっておりますが、はっきりいって勤務時間外になりますよね。誰かが早く行って開けて、誰かが最後に閉めることになります。今、働き方改革云々言っている状況でありながら、学校内ではその対応をする職員が必要な状態が続いていることになります。このことについて、お話を聞かせていただけますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 管理監（学校教育担当） | <p>勤務時間の割り振りを提出していただき、早出の先生、遅出の先生とそれも班を分けて対応してもらっています。中にはずっといらっしゃる先生もいるかもしれませんが、勤務時間がそれによってオーバーすることはありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育長         | <p>確かに、教育委員さんへの細やかな連絡は大切だと思っておりますが、色んなことが突如、起こるものですからできずに申し訳ないと思っております。休校に入った時、延長に入った時、再開についてはそのままいけると思っていたその前日くらいに感染者が出ましたので、急遽、休校措置を取らざるを得なくなりました。そのために、御心配や御迷惑をおかけしていると思っておりますが、急遽、集まっていただくことは難しいことから、連絡はこまめにしていかなければならないと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>では、次に教育部長お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 教育部長        | <p>今年度初めての定例会でもありますので、改めて、委員の皆様には1年間よろしく願い申し上げます。</p> <p>新型コロナの対応については、教育長から報告がありました。私からは学校以外での対応について御報告をさせていただきます。</p> <p>教育部が所管する施設の開館状況については、八日市文化芸術会館、あかね文化ホール、やわらぎホールにつきましては、施設の利用形態から3密が避けがたいため、4月20日から5月6日まで休館することといたしました。市内の7つの図書館については、感染防止対策を講じた上で、現在、開館しております。県立図書館をはじめ、県内のほとんどの市町が休館していますので、施設の利用状況を見ながら今後、休館とするか否か判断をしてみたいと考えております。</p> <p>生涯学習課が所管する子ども会連合会や市のPTA連絡協議会などは、総会の開催を取りやめ書面議決することといたしております。また、事業関係では毎年9月に開催しています「人権のまちづくり市民のつどい」を先日開催された実行委員会において、中止することと決定されました。この他にも、やまの子キャンプや市民大学、人権のまちづくり地区別懇談会の開催など、感染の拡大状況を見ながら順次開催の可否を判断してみたいと考えております。</p> <p>学校給食につきましては、一旦、発注するとそのほとんどがキャンセルできないこと、その場合のかなりの量の食品ロスや調理従事者の感染リスク等を考慮し、今後においては、学校再開後2週間は、弁当を持参することで対応したいと考えております。</p> <p>また、皆さん御存知のように大津市役所でのクラスター発生を受け、本市においても事業継続計画（いわゆるBCP）に基づき、体制を維持できるよう検討に入ったところです。</p> <p>以上、私からの報告といたします。</p> |
| 教育長         | <p>ありがとうございました。次は、こども未来部長お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>こども未来部長</p> | <p>皆さん、こんにちは。こども未来部の部長の三上俊昭です。人事異動によりまして新たな顔ぶれで新年度を迎え、こども未来部の事業である子どもや子育て家庭への支援業務に取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>昨年度から新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、小中学校が全国一斉に休校を要請され、市においても3月3日から臨時休校を決定しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大は衰えることなく、猛威を振るう中で、教育長のお話にもありましたように5月6日まで延長をすることとなっています。</p> <p>このことから、幼稚園や認定こども園の1号認定園は同様に休園し、2号、3号についても登園自粛を強く呼びかけて、感染防止に努めているところです。</p> <p>学童保育所においては、4月20日から臨時預かりに合わせ開所をしておりますが、児童の安全を守るために可能な限り自宅で見守っていただくよう協力を求めているところです。</p> <p>話は変わりますが、4月4日には、永源寺もみじ幼児園の竣工式を挙行させていただき、教育委員の皆様にも御出席いただき誠にありがとうございました。</p> <p>例年、4月といえば、桜の咲く中で、保護者の方たちに連れられ、入園式をにぎやかに開催させていただいていますが、来賓や在園児を除く最小限の人数での開催をしており、入園を楽しみにしていた子どもたちは、入園式後も自宅で保育をしていただくこととなり、子どもたちや保護者の気持ちを考えると残念でなりません。</p> <p>この後、新型コロナウイルス感染防止に対するこども未来部の対応について、坂田管理監から説明をさせていただきます。</p> <p>こうした中で、令和2年度が始まりましたが、こども未来部では、令和2年3月に策定しました「第2期子ども子育て支援事業計画」に沿って子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができるまちへの取組を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>教育長</p>     | <p>ありがとうございました。ただ今の両部長の報告につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お出しいただきたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>各委員</p>     | <p>(質問等なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>教育長</p>     | <p>では続きまして、「2 議案」に移ります。「議案第14号東近江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の制定について」、担当課から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>教育総務課長</p>  | <p>(教育総務課から説明)</p> <p>それでは、教育総務課から議案の説明をいたします。議案第14号東近江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の制定については、地方自治法第180条の7の規定(委員会等の事務の委任・補助執行・委託等)に基づき、東近江市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任又は補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>お手元の議案を御覧ください。委任する事務は、幼稚園に関する事務(幼稚園の教育課程並びに学習指導と園児指導に関する事務を除く)で、これにつきましては、平成20年4月</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育総務課長 | <p>にこども未来部ができました時に、それまで教育委員会で幼稚園関係の分掌事務をしていたものを市長部局に移管したときに既に委任しているものでございます。</p> <p>補助執行させる事務は、学校体育施設開放事業に関する事務で、この事業は公立学校の設置者である教育委員会が所管すべき事業ですが、今年度からスポーツ課が市長部局に移管されたことから、文化スポーツ部でこの事務を行っていただくものです。</p> <p>委任事務についてはこども未来部で決裁も全てしていただき、通知もこども未来部長の名前で行います。</p> <p>補助執行については決裁等は文化スポーツ部で行いますが、通知は教育委員会名でしていただくこととなります。これらの手続きは、文書でのやり取りのみで表面上わかりにくいいため、この度の移管により補助執行をするこの機会に例規上に残しておくべきとのことで新たに規則を制定するものです。委任も補助執行も事前に市長と協議が必要となっており、全て協議は終わっておりますので御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 教育長    | 説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 各委員    | (意見、質問等なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 教育長    | では、議案第14号につきまして、御承認いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 各委員    | (異議なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 教育長    | <p>ありがとうございます。では「議案第14号近江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「議案第15号東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 教育総務課長 | <p>(教育総務課から説明)</p> <p>「議案第15号東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、令和2年4月1日付け人事異動に伴い、組織及び分掌事務の一部を改正する必要があるものです。議案第15号を御覧ください。</p> <p>第2条中、「学校施設課 学校施設係」を「教育施設課 教育施設係」と改めます。</p> <p>また、第3条中の教育施設係の分掌事務の(1)と(2)の「学校施設」を「教育施設」に改め、(9)の「学校給食センターの建設に関するもの」を、「社会教育施設の整備に関すること」に改めます。さらに、第3条中、生涯学習課 生涯学習係の(5)の「社会教育施設の整備に関すること」は、教育施設課に移行したので削り、(7)の「コミュニティセンターの指導助言に関すること」も削り、これまでの16の事業を14とします。</p> <p>また、第6条の表の室長の次に、今回、図書館に副館長という職名ができましたので「副館長」を追加します。</p>                     |
| 教育長    | 説明は終わりました。新旧対照表がわかっていただきやすいかと思いますが、今回の異動に伴うものでございますが、御意見、御質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



|               |                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 綾教育長職務<br>代理者 | 新旧対象表の組織第2条については教育施設課 教育施設係が正しいですか。                                                                                                                                                                                            |
| 教育総務課長        | そうですね。教育施設課 教育施設係が正しいです                                                                                                                                                                                                        |
| 教育長           | 申し訳ございません。他はよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                         |
| 各委員           | (意見、質問等なし)                                                                                                                                                                                                                     |
| 教育長           | では、議案第15号につきまして、御承認いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                |
| 各委員           | (異議なし)                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長           | <p>ありがとうございます。それでは、「議案第15号東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は一部原案を訂正した上での承認といたします。</p> <p>続きまして、「議案第16号東近江市教育委員会会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。</p>                                                      |
| 教育総務課長        | <p>(教育総務課から説明)</p> <p>議案第16号東近江市教育委員会会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の制定については、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、教育委員会の会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものです。この規則は、市長部局の例によるものとします。ただし、今後、教育委員会で定める事項が生じた場合は、新たに規則を設けることになります。</p> |
| 教育長           | 説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。                                                                                                                                                                                             |
| 各委員           | (意見、質問等なし)                                                                                                                                                                                                                     |
| 教育総務課長        | では、議案第16号につきまして、御承認いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                |
| 各委員           | (異議なし)                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長           | <p>ありがとうございます。それでは、「議案第16号東近江市教育委員会会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>続きまして、「議案第17号 東近江市教育委員会英語指導助手の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の制定について」、担当課から説明をお願いします。</p>                                                  |
| 教育総務課長        | <p>(教育総務課から説明)</p> <p>「議案第17号東近江市教育委員会英語指導助手の任用等に関する規則の制定について」</p>                                                                                                                                                             |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育総務課長          | は、先にあげました議案第１６号の東近江市教育委員会会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則に定めるもののほか、特に明記が必要な事項を定めているものです。会計年度任用職員については全て東近江市の会計年度任用職員の規則に準じておりますが、英語指導助手については新たに定める必要がありますので規則を制定するものです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 沖田委員            | 英語指導助手の資格というのは、どのようなものなのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 教育総務課長          | A L Tと呼んでいるもので、本市ではJ E Tプログラムを利用しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 沖田委員            | そうでしたら、J E Tできちんと選別されていますものね。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 教育長             | 他に、御意見、御質問はございませんか。少し御覧いただける時間を取りたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 綾教育長職務<br>代理者   | 第１条の４行目、東近江市教育委員会規則第○号はこれから何号とかが入るのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育総務課長          | 先ほど、議案第１６号で御承認いただきましたので、規則番号が附番されその番号が入ることになります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 各委員             | (意見、質問等なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 教育長             | では、議案第１７号につきまして、御承認いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 各委員             | (異議なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 教育長             | <p>ありがとうございます。では、「議案第１７号 東近江市教育委員会英語指導助手の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。</p> <p>それでは、「３ 報告事項」に移ります。「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」、教育部から報告をお願いします。</p> <p>(学校教育課からの説明</p> <p>それでは報告資料１ページを御覧ください。４月１３日現在の「新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の一斉休校について」を報告しました。その時点では４月９日から２０日まで臨時休業をしているということでしたが、もうその時には５月６日までの休校延長が決定されておりました。特に、子どもの居場所ということで小学校での臨時預かりについて、４月１３日から２０日までにしましては、取組等の内容に記載があります内容となっており、１年～３年生及び特別支援学級の児童が対象で保護者等が仕事等でやむを得ず見守りができない場合、また、祖父母等の支援が受けられない場合の(１)から(３)の条件を全て満たすことを条件とし、学校において申込みを受付しました。新たな取組内容については先ほど教育</p> |
| 管理監（学校<br>教育担当） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

管理監（学校教育担当）

長も報告されましたように、学童に通っている児童で1年～6年生までで先ほどと同じ条件で再度、学童で申込みをしていただき、現在、その募集人数により学校での臨時預かりをしていただいているところです。

登校日については5例目の市内感染者が出たことから、現在は中止としておりますが、学校によってはどうしても課題を与える必要があるところについては、先ほど申しました下駄箱や昇降口で机を使つてのやり取りなどで、児童生徒を一同に集めない工夫をしていただいているところです。本市ではeライブラリというものがありますが、全ての学校のIDとパスワードの配付方法が問題ではありますが、eライブラリが配信できるようにしておりますので、それについては教員が「これをやりなさいよ」とか子どもからも「こんなことしています」とかやり取りができるようになっていきます。また、中学生には試験問題が見ることができます。学校によっては登校日を設けずに課題については学年費（保護者負担）等で郵送するなど色々と工夫しています。

また、次の資料は4例目の中学生の感染者についての学校名を公表しないというホームページの内容です。

教育長

これは4月13日の委員会協議会での資料でありますので、少し、時点は古いことについては御了承ください。

続いて、工事の進捗状況について、教育施設課お願いします。

（教育施設課から説明）

教育施設課長

それでは、お手元の資料4ページ、議会議決工事等進捗状況報告書（令和2年3月末現在）を御覧ください。

市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う3月末の進捗率ですが、建築工事が6.47%、電気設備工事が1.85%、機械設備工事が1.97%です。

1月から取り掛かっています普通教室棟の外部足場及び普通教室1室及び音楽室1室の内部改修は完了し、多目的室、コンピュータ教室、作業室棟の内部解体も完了しました。

今後の予定としましては、管理室棟の足場の設置、内部解体をしました作業室棟、多目的室、コンピュータ教室の内部改修に取り掛かります。

続きまして、資料5ページを御覧ください。市立蒲生西小学校大規模改修工事に伴う3月末の進捗率ですが、建築工事が11.20%、電気設備工事が5.70%、機械設備工事が68.90%です。

3月は外壁の調査を行いシーリングの打ち替えを行いました。また、機械設備工事の進捗率が大幅に上がっておりますが、建築工事及び電気設備工事に影響されない部分、内部消火栓ボックスの更新、外部の膨張タンク撤去及び外部の配管設置等を完了したことによるものです。

今後の予定としましては、外壁の補修及び屋上防水の施工を行い通信設備配線、配管の施工に取り掛かります。以上、報告とさせていただきます。

教育長

ここまでの教育部ですけれども、教育部の関係で御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青地委員    | <p>先ほどの臨時預かりの件ですが、やはり学童と違い、親御さんからすると学校での預かりとなると設備面も含めてありがたいこととおられると伺っています。今、まだこれくらいいつまでかわからない状況の中で、50日を超えてしまい、夏休みよりも更に長くなっています。ですから、今後、臨時預かりの希望者が増えていると耳にしたことがあります、そうした時に、基準とか「もうあなたのところはダメよ」とか追加で申込みがあったときに断られることはないのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| こども未来部長 | <p>臨時預かりについては、学童も関係しておりますので私から報告させていただきます。元々は1年～3年生までだったのですが、延長してからは1年～6年生となっています。学童保育所の全利用者数は1,563人です。4月20日から1年から6年生まで利用できることとなりましたので、その時の希望数が551人で約3分の1の利用となりました。先ほどの教育長のお話にもありましたように学校によって差があるということと、預かりですので学童保育には入っていないけれども預かってほしいと登録申請されたのが26人となっています。ただ、必ずしも学校が安全ということではないので、再度「もう少し自粛に協力してください」という文書を教育部とこども未来部長合同で文書を保護者へ出す予定です。</p>                                                                                                           |
| 青地委員    | <p>ちょうど今、境目の時だということですが、利用した子どもたちが安全面を取るか。学習面を取るかというのは親御さんとしても悩むところですが、家にいるよりは少しは学んでくのかなという思いでそこへ行かせたいという希望をがあると聞きまして、子どもたちの中で行っている子といない子の差が出て正直困りますし、私自身も悩むところではありますが、また、自粛を促す文書がでるということですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育長     | <p>他の地域では学童の指導員であったり、保育園では感染者がでており、園ではかなり多い人数のクラスターの発生になるかと懸念するところです。学校での一時預かりといえども、クラスターの発生は覚悟しておかないといけないと思います。先ほど申しましたように小規模単位（10人程度）の活動にして、それを超えて交流しないよう、濃厚接触者にならないように、小規模単位でのクラスターに留めること、結局、防止することはできませんので、出てきたとしてもできるだけ小さな単位に留めるような体制を組んでおくことが精一杯なんだということ。そのようなことも保護者にやっている意味とか内容も十分伝わっていないと思われます。休校延長におそくなることを踏まえて、申込みも再度取り直しになるでしょうから、その時には先ほど委員が申されたような学習の指導はやっておりませんし、そのことも理解いただきたいことと、また、そのようなリスクを承知いただいたうえでの預入れの申込みをしていただくことになろうかと思います。</p> |
| 沖田委員    | <p>今までは学校での預かりは可能だったのですが、状況がどう変わるかわからないです。このようなときには一番最悪のことを考えておかないといけないかと思っています。どうも、5月6日で大丈夫ということには恐らくならないということから、今の感染の広がりをみていますと、まだまだ広がっていく恐れもあります。安倍首相が外出を控えてほしいという、「自粛」から「禁止」という言葉にしました。アメリカもヨーロッパも禁止という言葉を使っています。禁止としたような状況であるのに学校に子どもを集めることのリスクは十分考</p>                                                                                                                                                                                           |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 沖田委員            | えておかないといけません。しばらくは好転しそうにないということからももう少し保護者に自宅で子どもたちの外出を控えるという指導の方が私は良いと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 教育長             | ありがとうございます。そのように私も考えております。中々、文章できっちりと伝えするのは難しいことではありますが、そこは何度も何度も繰り返しながら通知をしております。まずは、御家庭で子どもたちを見守っていただくことがリスクとしては少ないことであるという教育委員会としても考えをお伝えしながらやっていきたいと思っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 沖田委員            | 今、思いつきましたが、先ほど篠原委員がおっしゃっていただいたテレビを通して、滋賀ですとびわこ放送ですか、一学年対象のメッセージを先生が子どもたちへ放送するというのも一つの手段ですね。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 教育長             | 本市にはケーブルテレビというのがあります。ただ、加入率が50数パーセントと低いものですから。もう少し高ければ有効に使えるかとも思いますが。そのようなメディアも考えながら検討していくことも必要かと思えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 綾教育長職務<br>代理者   | <p>子どもの預かりの件ですが、当初は学校教育では学校では預かりはしないとのことでしたが、前回の延期から預かりをすることとなりました。経緯については、市長と教育長とで色々と議論があったとお聞きしましたが、先ほど青地委員がおっしゃられたようにここから先、人数が増えていくのであれば、休校している意味がないので、勉強を教えないのであれば学校として預かる意味がなくなるのではないのでしょうか。もちろん、働いている保護者等の都合で預かりが必要なのはいた仕方ないかと思いますが、今後、増えていくようならそのような声も出てくるような気がしますので、ある程度人数制限など必要になるのではないのでしょうか。</p> <p>もう一点、子どもの学習については、ネットをしようが、プリントを配ろうが、子どもの意識の問題で、高い意識を持っている子はどんどん学習するでしょうし、御家庭も意識がある御家庭とそうでない御家庭があるかと思えますので、学校再開してからの先生方の御苦労が目に見えるかと思えます。ガッテンプリントを県のホームページから開けようとするとIDが必要なのですが、生徒ではなく学校がID登録をしているのでしょうか。</p> |
| 管理監（学校<br>教育担当） | 一定のIDなので、各学校から生徒に一斉にメールで配信することは今も可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 綾教育長職務<br>代理者   | できるのですか。紙ベースで子どもたちに配っているとは聞きましたのですが。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 管理監（学校<br>教育担当） | <p>プリンターとかネット環境があれば印刷することは可能です。</p> <p>市の学校教育課のホームページにガッテンプリントができるよう、eライブラリとかもそこに飛ぶようにリンク貼り付けておりますし、それぞれの学校でしているところもあります。そこは文科省と県とにeライブラリについて許可もいただいております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 篠原委員        | <p>綾委員がおっしゃられたように、子どもも親御さんの意識の問題でやるところはやるしそうでないところはやらないしというのはあります。私にも小学生の子がおりますが、勉強だけができればよいのかということではなくて、子どもたちが学校と関わっている気持ちがどんどん薄れていくことがとても寂しいことであると感じています。最高学年でやっていけない気持ちで迎えられなかったのは仕方がないのですが、その中で先生との触れ合いといいますか、関わりが持てたらなと思いました。例えば、沖田委員がおっしゃったように先生の顔がテレビで見れる、朝の9時になれば先生の顔が配信されて、子どもたちはそれを見なければならないとかできないものでしょうか。</p> <p>今、子どもは朝が起きれない状況なのです。学校がないから起きない、親がいれば起きれるのかもしれないのですが、子どもたちの張り合いといいますか、この時間になればテレビに学校の先生が映るので見なければならないとかにすると、子どもたちも楽しいかなと思いました。</p> |
| 教育長         | これは非常に難しいことですね。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 篠原委員        | そのようなことで、生活の一部に学校が何とか関われないのかなと思いがあって発言しました。難しいことだとは重々承知しておりますが。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 沖田委員        | 子どもたちは今、携帯って持っているのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 管理監（学校教育担当） | 中学生で7割、小学6年生で5割くらいかなと思います。低学年は持っていないと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 教育長         | ネット環境も所持率は高いかもしれませんが、学ぶ環境となると厳しいかもしれません。個人で持っているということは少ないかなと思います。それは親のものだったり、それを常に自由に子どもが使える状態ではないということ。今まではそれが使えるのは具合が悪いと言ってきたものですから。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 沖田委員        | 大学においても調査をしていますが、現在、4割くらいが持っています。ネット授業を考えていますが、持っていない人もいますのでどうするのか。新入生とかは大学がないので辞めようかとつぶやく人もいますくらいです。おっしゃっていることはよくわかります。何とかしようとしているのですが、受け入れる側の経済的な問題もありますし、どう保障するか難しく悩んでいるところです。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長         | 課題として聞かせていただきます。難しいなというのが正直なところです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 管理監（学校教育担当） | ある学校ではネット配信している学校もあるようです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 篠原委員        | 保護者の立場から言わせていただくとそのような環境を作ってあげれば学校のそれが受け取れるとしたら無理してでも整える家庭もいるのではないのでしょうか。長引くことを考え                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 篠原委員        | ると子どもが心配でしょうがなく、そのままにはしておけないと思っておられると思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 管理監（学校教育担当） | パソコンが売っていないので、今、手に入らないのではないのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 沖田委員        | 大学でもまとめてパソコンを購入をして、学生に貸与しようと計画していますが、まとめて購入しようとしても手に入りません。注文しても5月の終わりか6月の初めになると聞いております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 篠原委員        | 先ほどのスマイルネットでの配信となれば加入される方も増えるのではないかと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 教育長         | <p>そうですね。</p> <p>私が一番に考えましたのは生活リズムを子どもたちが整えてもらっておく必要はあるかなということと、ずっとではないのですが、学ぶ姿勢を維持してもらっておくこと。</p> <p>ネット配信したからといって一つの単元が終えられるということではないですし、それは振りかえりやり直すことになります。きっちりできている子とそうでない子の差はものすごいことになるのかなと思っていますので、学校が再開してからの大きな課題になるのではないかと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                |
| 沖田委員        | <p>今、学校が休みではなく、家で待機している状況ですので、学習習慣を何時に起きて、何時までは机に向かうとか学校と同じタイムテーブルを親御さんなりが理解してもらうようお願いするしかないですよ。休みだから昼まで寝て、テレビ見て、ごはん食べて、遊んで寝るとなると学習習慣が付かず、せっかくの積み上げてきたものが崩れてしまいますので、学校再開したときのことを考えて、これは親御さんの意識の問題だとも思いますが。</p> <p>コロナが終わりましたら来年くらいからネット環境が変わってくると思います。どこの大学でも大騒ぎをしています。どこも入講禁止で持っていない子をどうするのか。新入生が大学に入り授業料を約100万円以上納めて、授業がないとなると親御さんもどうなっているのかと言われます。受入れ側もそのような学生にどのように対処していくか苦慮しています。</p> <p>小中学校の子どもたちには休みではなく在宅で勉強をする方針になっているのだという意識を親御さんにも子どもたちに持っていただくことが重要だと考えます。</p> |
| 教育長         | では、こども未来部から報告をお願いします。幼児課からお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 幼児課長        | <p>（幼児課、こども未来部から説明）</p> <p>お手元の資料の6ページ【待機児童数について】を説明させていただきます。</p> <p>現状ですが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、1号から2号に認定変更される人が増加しており、それに合わせて弟や妹（3歳未満児）の入所も同時に希望があり、3号の申請も増加しています。また、2号3号の認定が困難な中で、3号で入所でき</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |

幼児課長

ればと思う保護者の入所申請も増加しています。

課題ですが、認定こども園化により定員増加（平成27年度から令和2年度までで809人増）を図り、待機児童の解消に努めていますが、令和2年4月1日現在の待機児童数は、40人となりました。

取組等ですが、認定こども園の2号3号の入所希望は増加しているが、1号及び幼稚園が減少していることから、今後は2号希望者を1号に誘導することが必要と考えており、そのため、幼稚園の預かり保育及び認定こども園（1号）の一時預かりの拡充を検討していく考えです。

次に、7ページの「地区別待機児童数」の表を説明します。令和2年4月1日現在、一番待機児童が多いのは、八日市地区で21人、次に、能登川地区8人、蒲生地区5人、永源寺地区と五個荘地区が3人で合計40人となっています。

年齢別に見ますと、1歳児が23人と最も多く、次に0歳と2歳が6人となっています。

その下の表は、平成31年4月1日現在の待機児童数になります。平成31年4月の待機児童数は16人でしたが、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化後の令和2年4月1日現在は40人となりました。

教育長

その続きの新型コロナウイルスの件についても説明をお願いします。

（こども未来部報告）

管理監（幼児担当）

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るこども未来部の対応について説明をさせていただきます。4月13日と21日の資料がお手元にありますでしょうか。

新型コロナウイルス感染拡大防止策として当初は4月20日までとしておりました幼児施設等の休園等の措置ですが、学校教育と合わせて5月6日まで休園延長としています。これも状況に合わせて変更となります。

- ① 幼稚園は、4月9日に4、5歳児はクラスのみで始業式を行い、翌日の4月10日からは休園となっております。3歳児や新入園児は10日に入園式を保護者と行い、同じ期間まで休園をしております。
- ② 認定こども園の1号認定（幼稚園籍）については、入園式を4月7日に入園児と保護者のみで行い、その後同じように、5月6日（休）まで休園期間を延長しております。
- ③ 認定こども園2号及び3号（保育所籍）の園児及び寺小規模保育事業所につきましては、保護者が仕事を休んで家にいることが難しい状況であることから、通常保育を実施することとしましたが、同じく20日（月）までを、5月6日（休）までと延長して、登園自粛の協力をお願いしております。検温するとか最新の注意を払いながら実施しております。現在、50パーセント程度の欠席率です。さらに厳しい状況となってきましたので、4月24日から保育が必要な方の希望をとり、さらに自粛を求めていると考えています。
- ④ つどいの広場につきましては、同じく延長しこの期間、事業を中止させていただくこととしました。
- ⑤ 学童保育所につきましても期間を5月6日（休）まで延長とし、小学校の臨時あずかりに合わせて学校で実施しますが、利用自粛を依頼しております。
- ⑥ 児童センターにつきましては、福祉センターハートピア内で実施しておりますが、同



|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理監（幼児担当） | <p>じく 5 月 6 日まで延長し休館することとしました。</p> <p>幼稚園及び認定こども園の 1 号認定（幼稚園籍）の在園の子どもたちにとっては、3 月の登園自粛のまま春休みに入り、いよいよ一学年大きくなると、期待に胸をふくらませ、4 月の新学期の始まりを待っておられたことと思います。そんな中の休園措置には、不安も感じておられるのではと察しています。</p> <p>特に、3 歳児や新入園児の親御さんは、社会生活の一步として始まることをお喜びになられていたと思いますが、今回の感染拡大防止のための休園・登園自粛の措置に残念な思いをもたれている方もおられると思います。</p> <p>園では子どもたちが不安な気持ちを抱かず、生活に無理なく馴染んでもらえるように、4 月の新学期が始まる頃の保育内容を基本とし、園の生活に慣れる、先生や友達に親しむことを大切にして、安心して園生活を始められるようにしていきたいと考えております。</p> |
| 教育長       | こども未来部の報告が終わりました。この件について御意見、御質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 綾教育長職務代理者 | 前年度で幼児施設整備はほとんど終わった中で待機児童がでておりますが、施設の不足なのか、保育士の不足なのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 幼児課長      | 保育士の不足もございますが、この 40 人の内訳を説明しますと、半数が休職中の方、11 人が就労時間が短い方となっています。保育の必要性が低い方となっています。また、第一希望園が希望者が多い園を希望されており、そこへの入園となるといっぱいですのでどうしても優先順位が低くなってしまいますので、申し訳ないのですが待機となります。空きがある園を希望されますと入れるのですが。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 綾教育長職務代理者 | トータルで考えれば、第一希望園でなければ、市内の幼稚園を希望すれば待機児童はかなり減るということでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 幼児課長      | ならせば、ほぼ 0 になります。随分、偏って申込みがございましたので。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 教育長       | 要はパイとすれば入れるということでしょうか。地区を超えてまでならしてもらおうと困りますが。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 幼児課長      | ならせば入れます。集中する園としない園がございましたので。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 綾教育長職務代理者 | 保育士不足ということになるのでしょうか。それは器としては収まるということでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| こども未来部長   | 民間園で 1 つ定員より少ない人数しか入園できない箇所があります。そこは確かに保育士不足ということになります。それ以外の園は弾力的運用ということで定員よりオーバーして入園してもらっております。おしなべてやると待機にはならないのですが、一定の施設に希望が集中してどうしてもここの園しか嫌だと言われると待機となります。                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長       | その場合は家庭でみておられるということですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| こども未来部長   | いえ、認可外保育所を待ちながら待機申請をされていることとなります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 教育長       | 取組等の書き方がおかしいと思うのですが。2号を1号に誘導することしか記載されておりませんが。課題は2号を1号に誘導する年齢ではないわけで。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| こども未来部長   | この内容を詳しく説明いたしますと、実際、兄弟なりがおられる方で、例えば、4歳にお兄ちゃんがいる、今までは1号で幼稚園に行かせていた。下に1歳児か2歳児に弟や妹がいて家で面倒をみておられた場合に、自分も就労したいと希望したところ、結局、上の子は保育料が無料ですから2号にして、下の子は有料だけれども3号に希望されたいわけです。そうした時に、就労の形態としては2時半か3時頃までのパートとなります。どうしても夏休みは幼稚園では預かれないのでパートを辞めざるを得なくなり、そうすると無理して、4時から5時までの就労に変更されます。そうすると上の子は2号に、下の子は3号になる希望が増えてきています。詳しく記入していなくて申し訳ないのですが、その夏休みの預かりをどうにかすれば、上の子は1号から2号に変更しなくても済むのではないかと考えての取組です。 |
| 教育長       | 意図はわかりましたが、将来的のニーズには恐らくそうではないと私は思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 綾教育長職務代理人 | ですから保育料無償化になったということが大きいのだと思うのですが、地域に集中する園に20人希望が多くきたけれども、施設的に受け入れる要素はあるのに保育士が不足しているのか、キャパ的にいっぱいなのかそうでないのかという話だと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| こども未来部長   | 施設的にはいっぱい受け入れはしています。この幼稚園はいっぱい、他の園は空きがあります。将来的に後々のことを考えて、子ども会のことやPTAのことを考えて、地域的なこともありますで、そこの園に行きたいとこだわるから待機ということになります。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長       | 他にはよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 各委員       | (質問等なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 教育長       | それでは、続いて、「4 その他」に移ります。<br>各課から報告をお願いしますが、これだけは是非、報告したいというところだけに留めていただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 各課報告      | ○教育総務課・・・・・・・・教育委員会席順表<br>教育委員会緊急連絡簿<br>○学校教育課・・・・・・・・教育しがNo.77<br>学校教育課だより<br>○教育研究所・・・・・・・・教育研究所だより                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|      |                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各課報告 | <p>○生涯学習課・・・・・・・・・・報告事項</p> <p>○図書館・・・・・・・・・・報告事項</p>                                                                            |
| 教育長  | 各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。                                                                                                  |
| 各委員  | (意見、質問等なし)                                                                                                                       |
| 教育長  | 以上で、すべての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。                                                                                        |
| 各委員  | (意見、質問等なし)                                                                                                                       |
| 教育長  | <p>次回の第5回定例会は、レジメにありますように、令和2年5月26日(火)午後となっておりますが、時間は午後1時15分からでよろしいでしょうか。</p>                                                    |
| 各委員  | (時間調整)                                                                                                                           |
| 教育長  | <p>また、第6回定例会につきまして、レジメにあります、6月23日(火)・26日(金)、30日(火)のいずれも午後で開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょう。</p>                                 |
| 各委員  | (日程調整)                                                                                                                           |
| 教育長  | <p>それでは、第6回定例会につきましては、6月30日(火)1時15分からで開催いたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>以上をもちまして、令和2年第4回教育委員会定例会を終了させていただきます。お疲れまでした。ありがとうございました。</p> |
| 会議終了 | 午後2時45分                                                                                                                          |

会議録署名委員

\_\_\_\_\_

会議録署名委員

\_\_\_\_\_

教 育 長

\_\_\_\_\_